

事業主の皆様へ

短期退職時の手数料の取扱いについて
求人者様が当職業紹介所に紹介手数料を支払い後、求職者様の意志により採用日より3ヶ月未満で退社することとなった場合、当職業紹介所は求人者様に当該雇用契約の紹介に関して受領した金額の 50%を払い戻すこととする。

尚払戻金については人材サービス総合サイトの払戻金制度に関する事項におきましても掲載されておりますので合わせご覧下さい。

アイクル職業紹介支援センター